

議員提出議案第5号

三鷹市ヤングケアラー等支援条例

地方自治法第112条及び三鷹市議会会議規則第14条の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和4年12月21日

三鷹市議会議長 土屋 けんいち 様

提出者	三鷹市議会議員	大 城 美 幸
賛成者	〃	紫 野 あすか
〃	〃	前 田 ま い
〃	〃	栗 原 けんじ
〃	〃	野 村 羊 子

三鷹市ヤングケアラー等支援条例

私たちの周りには、支援を必要とする人、そして支援を必要とする人を支える介護・支援者が存在する。それは決して特別なことではない。支援を必要とする人とは、高齢者、障がい者、障がい児、がん・難病・精神疾患等慢性的な疾患を抱えた人や医療的ケアを必要とする子どもの他、薬物・アルコール等の依存症の人、ひきこもりの状態の人、幼い兄弟姉妹等々多岐にわたっている。また、老々介護、老障介護、育児と介護を同時に担うダブルケア、配偶者介護等、介護(ケア)等(介護(ケア)、看護、日常生活上の世話その他の必要な援助・支援をいう。以下同じ。)のあり方も多様化している。高齢化、核家族化、晩婚化、ニーズの多様化等に伴って、誰もが介護(ケア)等を必要とする側にも、介護(ケア)等をする側にもなり得る。

こうした中において、ヤングケアラー及び介護者等(ケアラー)(以下「ヤングケアラー等」という。)は、介護(ケア)等を行うことが当たり前、自然の事として日々を過ごし、悩みを誰とも共有できずに社会から孤立し、介護(ケア)等を伴う過度な負担により、自身の日常生活に支障が生じる場合もある。特に、本来大人が担うべき介護(ケア)等を日常的に行っているヤングケアラーは、未成年であるにも関わらず重い責任や負担を強いられ、日常生活への支障はもとより、適切な教育の機会が確保されず、進学、就職等の人生の選択肢を狭めてしまうおそれがあるなど、自身の将来に大きな影響を及ぼすことが懸念される。

このような状況を踏まえ、ヤングケアラー等が抱える悩みを一家庭の問題ではなく社会問題として認識し、市、保護者、学校、市民等、事業者及び関係機関が相互に連携を図りながら、ヤングケアラー等を含む家庭全体への支援を通じて、誰一人とり残すことなく、ヤングケアラー等を社会全体で支えていく必要がある。

一人ひとりのヤングケアラー等が自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、ヤングケアラー等の支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに学校、市民等、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ヤングケアラー等の支援に関して基本となる事項を定めることにより、ヤングケアラー等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、ヤングケアラー等に係る負担の軽減又は解消を図り、もって全てのヤングケアラー等が自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ヤングケアラー 高齢、身体上若しくは精神上の障がい又は疾病により援助を必要とする親族、友人その他の身近な者に対して、無償で介護(ケア)等を提供する18歳未満の者をいう。
- (2) 介護者等(ケアラー) 介護(ケア)等を提供する者をいう。
- (3) 子ども 18歳未満の者をいう。

- (4) 保護者 子どもを養育している者をいう。
- (5) 学校 市内の公立の小学校及び中学校をいう。
- (6) 市民等 市内に住所を有し、勤務し、若しくは在学する者又は市内で活動を行う者又は団体をいう。
- (7) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (8) 関係機関 介護(ケア)、障がい者及び障がい児の支援、医療、児童福祉等に関する業務を行い、その業務を通じて日常的にヤングケアラー等に関わる機関又は障がい者及び障がい児の支援、児童福祉等に関わる者をいう。
- (9) 介護事業者 事業者のうち介護(ケア)に関する事業活動を行う者をいう。
- (10) 福祉関係者 関係機関のうち障がい者及び障がい児の支援、児童福祉等に関わる者をいう。

(基本理念)

第3条 ヤングケアラー等の支援は、全てのヤングケアラー等が個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。

2 ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラーとしての時期が社会において自立的に生きる基礎を培い、人間としての基本的な資質を養う重要な発達段階であることに鑑み、適切な教育の機会が確保され、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びに自立が図られるように行われなければならない。

3 ヤングケアラー等の支援は、市、保護者、学校、市民等、事業者及び関係機関がそれぞれの責務や役割を果たすとともに相互に協力しながら一体的に取り組みなければならない。

4 ヤングケアラー等が孤立することのないよう、市、保護者、学校、市民等、事業者及び関係機関の多様な主体が相互に連携を図り、社会全体で支えるように取り組みなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念に基づき、ヤングケアラー等の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、ヤングケアラー等の支援を推進するため、保護者、学校、市民等、事業者及び関係機関(以下「関係機関等」という。)と相互に連携し、協力するものとする。

3 市は、ヤングケアラー等に関する情報の集約及び調査並びに関係機関等との連絡調整を通じて、ヤングケアラー等の実態を把握し、必要に応じた支援を講じるものとする。

(学校の役割)

第5条 学校は、ヤングケアラーであると認められる子どもに対し、その意向を尊重しつつ、健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるものとし、実態把握のため、学校におけるアンケート調査を2年ごとに行うものとする。

2 学校は、ヤングケアラーからの教育や福祉に関する相談に応じる体制を整備するとともに、市及び関係機関と連携して適切な支援に努めるものとする。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、ヤングケアラー等の存在、実態や支援の必要性について理解を深め、ヤングケアラー等及びその家族が孤立することがないよう十分に配慮するとともに、市

が行うヤングケアラー等の支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、ヤングケアラー等が置かれている状況及びヤングケアラー等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、市が実施するヤングケアラー等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、雇用する従業員がヤングケアラー等である可能性があることを認識するとともに、当該従業員がヤングケアラー等であると認められるときは、当該ヤングケアラー等の意向を尊重しつつ、勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(関係機関の役割)

第8条 関係機関は、関わりのある者がヤングケアラー等であると認められるときは、ヤングケアラー等に対し、その意向を尊重しつつ、健康状態及び生活環境の把握、適切な支援機関への案内その他必要な支援に努めるものとする。

2 関係機関は、市が行うヤングケアラー等の支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(早期発見)

第9条 市、学校及び関係機関は、ヤングケアラーを発見しやすい立場にあることを認識し、ヤングケアラーの早期発見に努めるものとする。

2 介護事業者及び福祉関係者は、介護・障がい・育児等の分野での介護(ケア)等の担い手が誰なのかを把握し、介護(ケア)等の負担が過度になっていないかを常にチェックし、ヤングケアラー等の早期発見に努めるものとする。

(ヤングケアラー等の支援)

第10条 市は、ヤングケアラー等が安心して生活できるよう、ヤングケアラー等が担っている過度な家事や家族等身近な者の世話等の負担を軽減するための必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、ヤングケアラーの教育機会の確保はもとより、ヤングケアラー等が自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、地域における様々な社会資源を活用して、ヤングケアラー等に対し必要な支援に取り組むものとする。

4 市は、ヤングケアラー等が休息、休養その他の事由により、介護(ケア)等ができなくなった場合に、一時的に介護(ケア)等を提供する取組その他のヤングケアラー等の負担を軽減するために必要な支援を行うものとする。

5 市は、ヤングケアラー等が介護(ケア)等の方法等に関する理解を深めるために必要な支援を行うものとする。

6 市は、ヤングケアラー等同士の交流の場の提供その他のヤングケアラー等が互いに支えあう活動を促進するものとする。

7 市は、特にヤングケアラーについては、学校生活又は社会生活を円滑に営む上での困難を有する者に対する修学又は就業に関し、支援を行うものとする。

8 市は、前各項に掲げるもののほか、ヤングケアラー等のために必要な支援を行うものとする。

とする。

(支援体制の整備)

第11条 市は、子ども、保護者、学校、市民等、事業者及び関係機関から、ヤングケアラー等に関する相談に応じるための体制を整備するとともに、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。

2 市は、ヤングケアラー等の支援について、福祉、医療、教育その他関連分野において総合的に取り組むための連携体制を整備するものとする。

(人材の確保等)

第12条 市は、ヤングケアラー等の支援に関する施策を実施するための人材の確保に努めるとともに、市及び関係機関の職員の資質の向上を図るための研修等を行い、人材の育成に努めるものとする。

(広報及び啓発)

第13条 市は、ヤングケアラー等が置かれている状況についての理解及びヤングケアラー等支援に関する知識が深まり社会全体としてヤングケアラー等支援が推進されるよう、市民等、事業者及び関係機関に対し、広報活動、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第14条 市は、ヤングケアラー等の支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由

一人ひとりのヤングケアラー等が自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現のため、本案を提出します。